

神津島村
第3期 子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)



令和7年2月

神津島村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の制定体制	2
第2章 神津島村の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	3
1 統計からみた本村の人口・少子化動向	3
(1) 神津島村の人口の状況	3
(2) 年齢別就学前児童の推移	4
(3) 年齢別就学児童数の推移	4
(4) 合計特殊出生率の推移	5
(5) 世帯の状況	5
2 神津島村の教育・保育事業等の状況	6
(1) 教育・保育施設等の状況	6
(2) 小学校・中学校の状況	7
(3) 学童保育の状況	8
(4) 子ども家庭支援センターの事業実施状況	9
(5) 母子保健事業について	11
3 アンケート調査結果からみえる状況	12
(1) 主に子育てを行っている方	12
(2) 子育てをする上で相談相手の有無	13
(3) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無	14
(4) 母親の就労状況	15
(5) 子ども家庭支援センターの利用について	16
(6) 地域の子育て環境や支援への満足度について	17

第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本目標	19
(1) 地域における子育て支援の充実	19
(2) 妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援	20
(3) 子育てを支援する生活環境整備と安全確保	20
(4) 子育てに配慮した生活環境の整備	20
第4章 計画の取組み	21
1 地域における子育て支援の充実	21
(1) 子育て支援サービスの充実	21
(2) 保育サービスの充実	22
2 親子が健康に過ごすために	23
(1) 切れ目ない健康支援の充実	23
(2) 食育の推進	26
3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	27
(1) 児童の健全育成	27
(2) 児童虐待防止対策の充実	28
4 すべての子育て家庭への支援のために	30
(1) ひとり親家庭への自立支援の推進	30
(2) 特別な支援を要する子どもの支援の充実	31
(3) 子育て家庭への経済的支援の充実	31
5 子育てを支援する生活環境の整備・安全対策	32
(1) 子どもの安全な遊び場	32
(2) 子どもの安全確保	32
第5章 量の見込みと確保策	33
1 教育・保育区域の設定	33

2	教育・保育事業量の見込み	33
	(1) 幼児期の学校教育、保育の量の見込みと提供体制の確保	33
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	34
第6章 計画の推進及び進捗管理		39
1	計画の推進体制	39
2	計画の進捗管理	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、社会経済情勢の変化を背景とした、子育て世代を取り巻く環境は変化しており、共働き家庭の増加による保育ニーズの増大や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育て世代の負担や不安、孤立感が高まっています。

そのため、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることは、社会全体の重要な課題となっています。

国においては、令和5年4月に“こども家庭庁”が発足し、令和5年12月に閣議決定がなされた「こども大綱」は、「こども基本法」に基づき、こども政策を総合的に推進するため、「こどもまんなか社会」という子どもの利益を最優先に考えた政策や取り組みを国中心に据える社会目標を打ち出し、その実現に向けた、政府全体の子ども施策の基本方針として示されました。地方自治体にも、子ども・若者、子育て世帯を中心とし、子どもや若者の意見を取り入れながら、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援や貧困・格差が解消された良好な成長環境の整備等を様々な団体と連携し社会一体となって推し進めていくことが求められています。

神津島村においても、令和2年度に「第2期 神津島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「誰もが健やかで、生き生きと、活力ある島づくり」をスローガンに、多くの住民が子育てに優しい島と感ずることを目標に、子ども・子育て支援事業施策に取り組んできました。

今回、現在の社会情勢等の変化に対応していくとともに、現計画が終期を迎えることを機に、将来の神津島村を担ってくれる子どもたちを、村一丸となり育み、「生き生きと活力ある島づくり」を目指し、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、さらに推進・発展させるため「第3期 神津島村子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画です。同法の内容に基づき、教育・保育及び地域・子ども・子育て支援事業の提供体制の確保内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。

また、上位計画である神津島村総合事業計画の実現を目指した子育て分野の具体計画であるため、他の関連計画も含めて整合性を図りながら、施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度～令和元年度	令和2年度～令和6年度	令和7年度～令和11年度
神津島村 子ども・子育て 支援事業計画	第2期神津島村 子ども・子育て 支援事業計画	第3期神津島村 子ども・子育て 支援事業計画

4 計画の策定体制

計画策定にあたっては、児童福祉の関係者、学校関係者、行政機関、民生委員などから構成される「子ども家庭支援ネット会議」で検討し、更に基礎資料を得るために、就学前の幼児または小学生のいる世帯の生活状況やニーズ等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

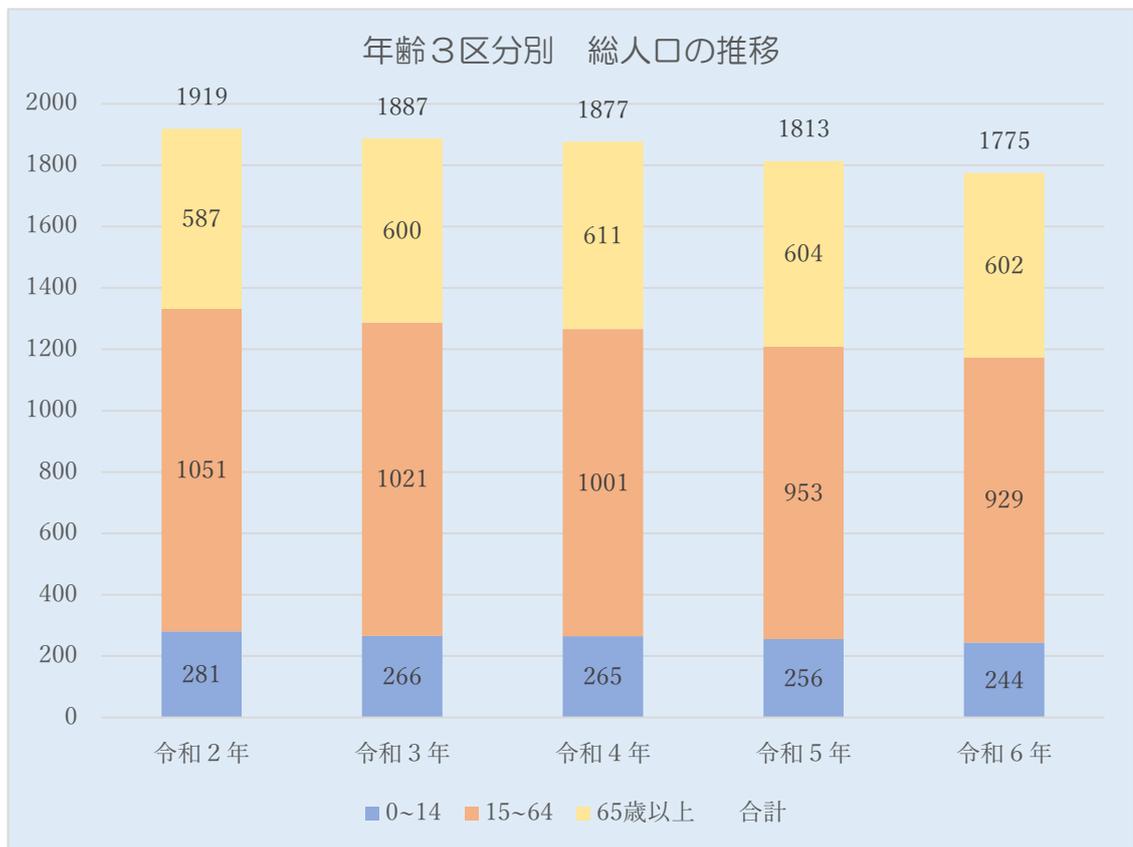
第2章 神津島の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 統計からみた本村の人口・少子化の動向

(1) 神津島村の人口の状況

本村の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年では1,775人になっています。

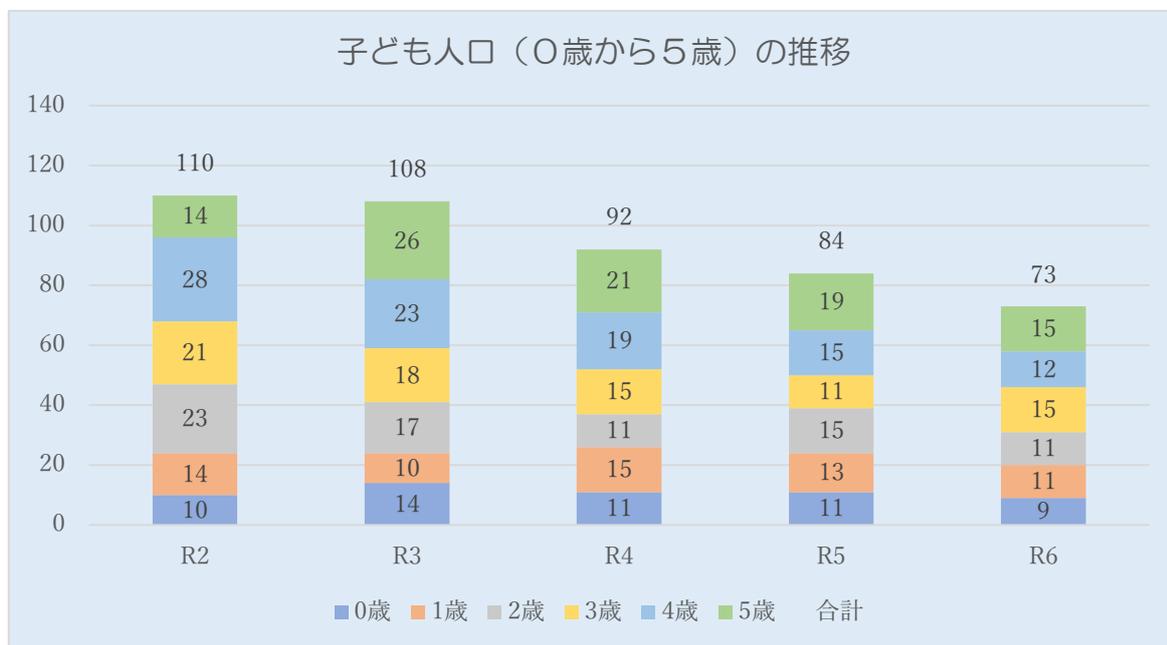
また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少幅が大きく、高齢人口（65歳以上）は横ばいと、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(2) 年齢別就学前児童数の推移

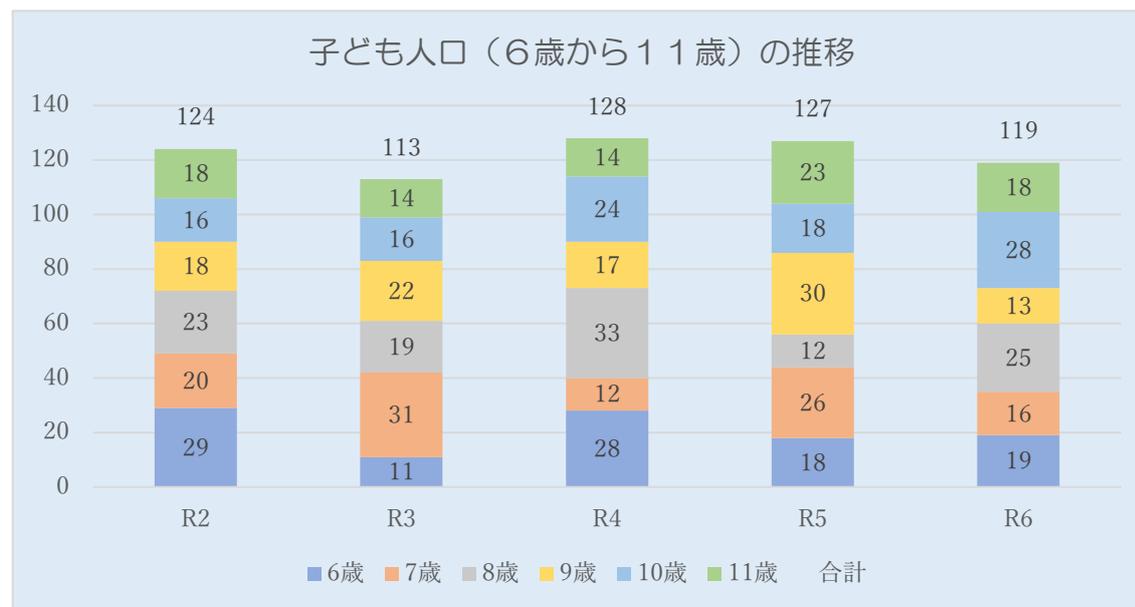
本村の0歳から5歳の子ども人口は減少しており、令和6年1月1日現在で73名となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 年齢別就学児童数の推移

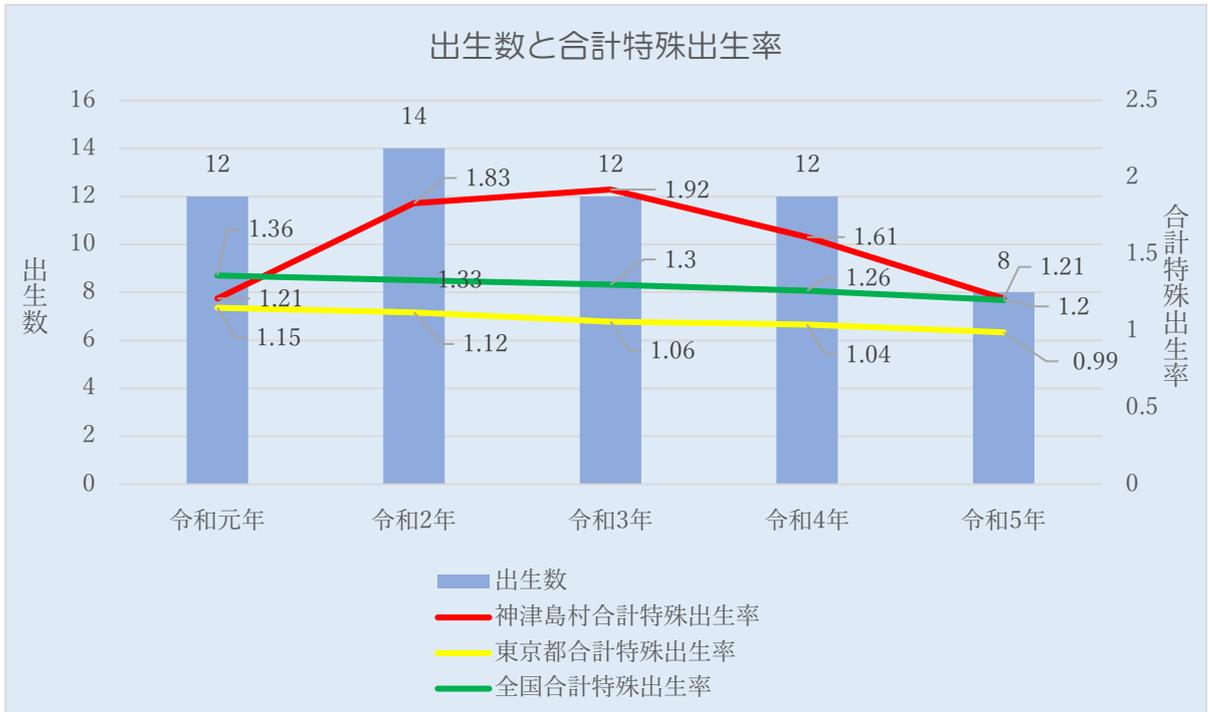
本村の6歳から11歳の人口は、ほぼ横ばいで、令和6年1月1日現在で119人です。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(4) 合計特殊出生率の推移

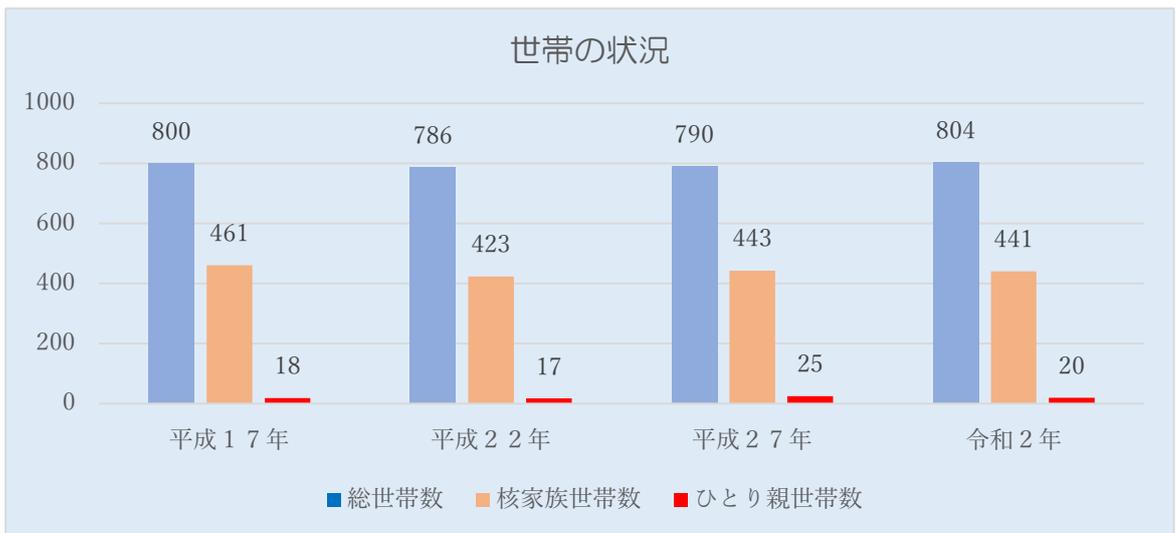
本村の合計特殊出生率は、東京都を上回っています。しかし、近年減少傾向にあり、令和5年は1.21となっています。



資料：東京都 人口動態統計

(5) 世帯の状況

本村の核家族世帯割合は、近年約50%台とあまり変化はありません。また、ひとり親世帯の割合は約2~3%台となっています。

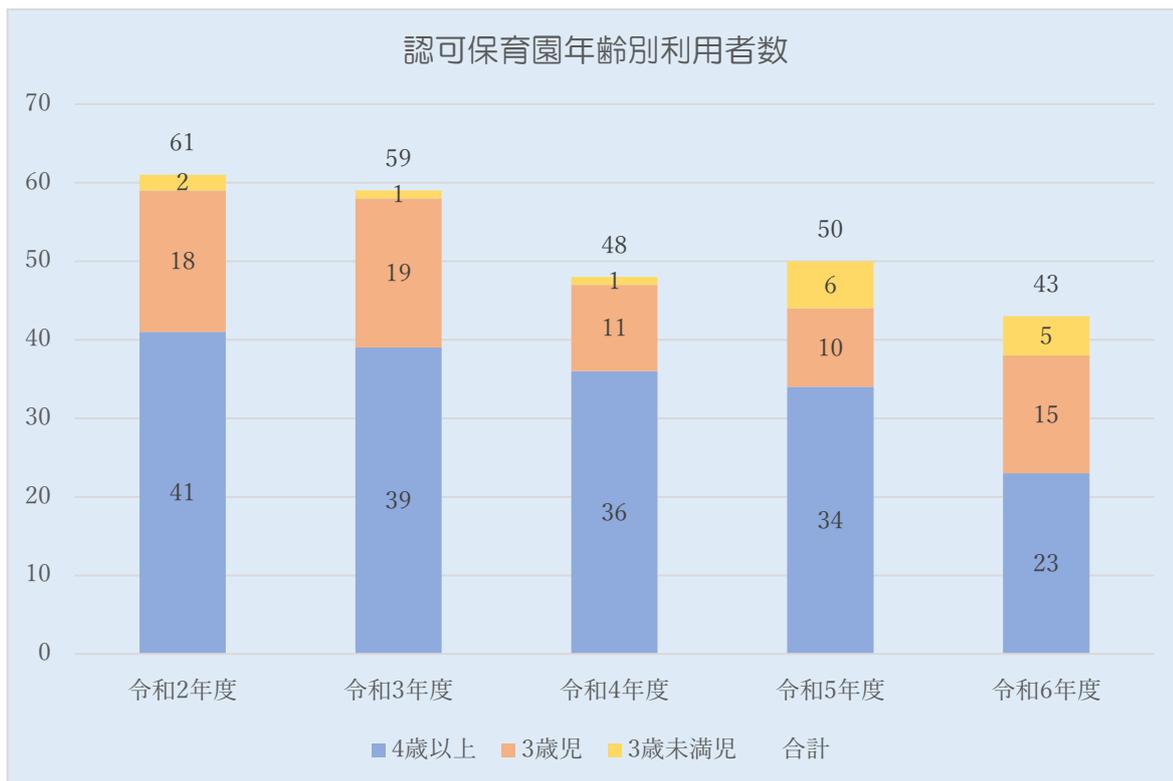


資料：国勢調査

2 神津島村の教育・保育事業等の状況

(1)教育・保育施設等の状況

本村の保育施設数は、認可保育所が1か所となっております。認可外保育施設、認定こども園、幼稚園は設置されていません。令和7年度より、2歳児保育が拡充される予定です。全体の在園児数は年々減少傾向にあります。しかし、2歳児保育の希望者は増加しています。

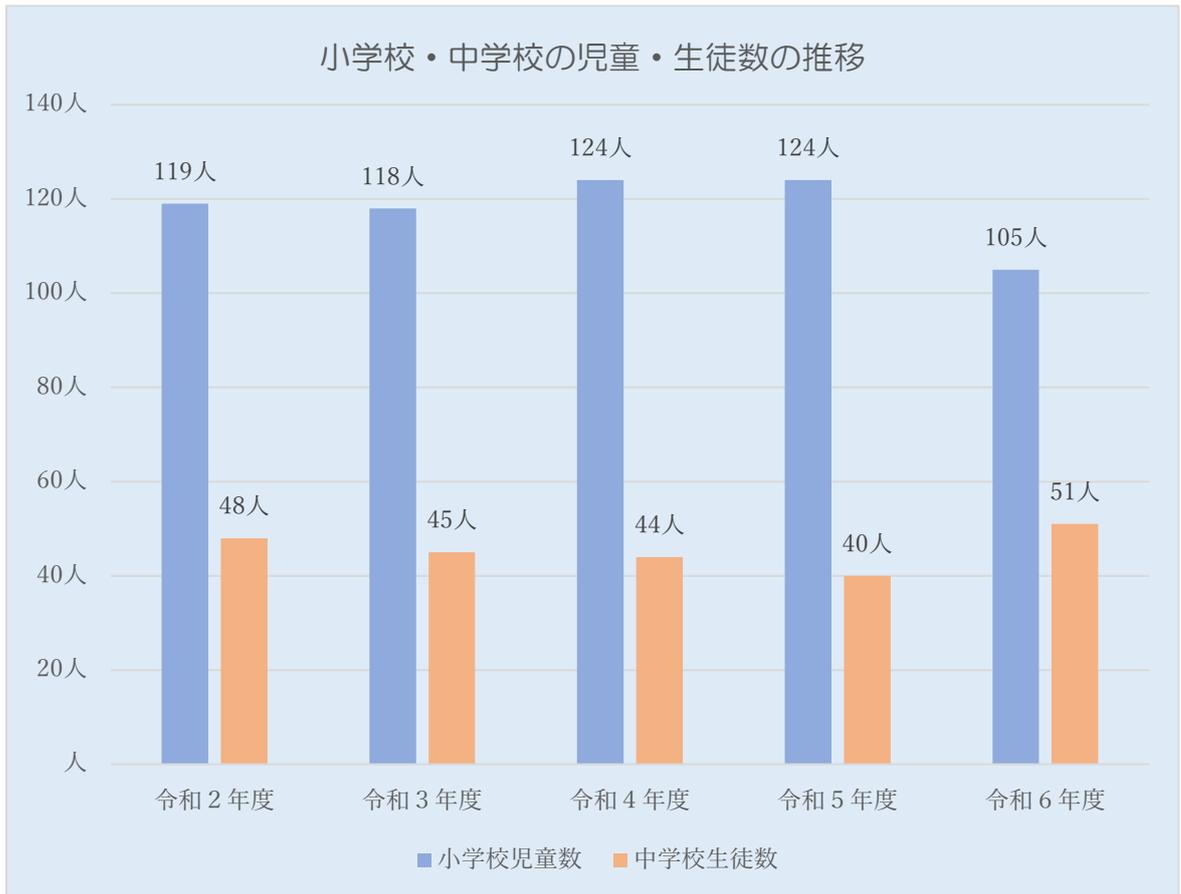


各年度4月1日現在

神津島村立 はまゆう保育園	年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3歳未満児	2	1	1	6	5
	3歳児	18	19	11	10	15
	4歳以上	41	39	36	34	23
合計	61	59	48	50	43	

(2) 小学校・中学校の状況

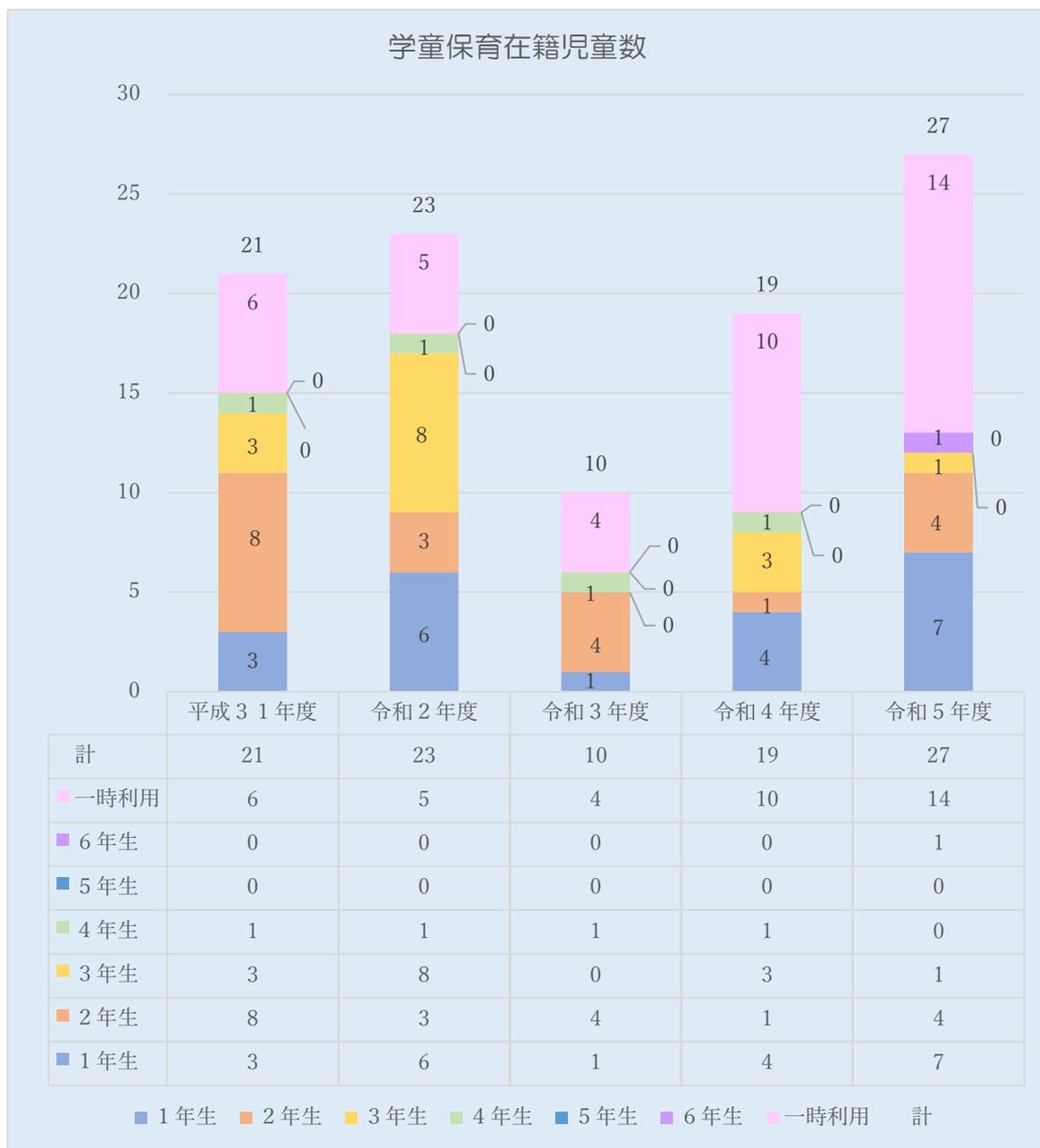
本村には、小学校 1 校、中学校 1 校が設置されています。
令和 6 年度は、小学校児童数 105 人、中学校生徒数 51 人となっています。



各年度 4 月 1 日現在

(3) 学童保育の状況

本村には平成 28 年度より、学童保育が小学校敷地内に 1 か所開設されました。低学年を中心に一時利用者も増加しています。



各年度 4 月 1 日現在

(4) 子ども家庭支援センターの事業実施状況

《一時預かり》

(人数は延人数)

利用者数	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	870人	502人	383人	484人	494人
概要	未就園の乳幼児を対象。1回(上限4時間まで)週3回まで利用可能。子ども家庭支援センターで実施しています。				

《子育て広場》

利用者数	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	621人	292人	847人	984人	833人
概要	生きがい健康センター和室を開放し、子育て中の親子同士が交流を図り、情報交換、仲間づくりをする手助けの場になっています。				

《遊びの広場》

実施回数/ 利用者数	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	11回/ 203人	6回/ 147人	9回/ 183人	9回/ 167人	10回/ 180人
概要	月に1回0～3歳児を対象に、季節の行事や親子で触れ合える遊びを開催しています。				

《ブックスタート》

実施人数	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	9人	14人	13人	12人	9人
概要	生後3・4か月健診で保健センターにて配布。絵本を通じた親子の触れ合いの機会を促すとともに、子ども家庭支援センターの事業や、民生児童委員の紹介を行っています。				

《3歳工作》

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数/ 利用者数	2回/ 20人	3回/ 24人	3回/ 22人	3回/ 16人	3回/ 19人
概要	保育園入園前の未就園児を対象に親子で工作を実施しています。				

(5) 母子保健事業について

事業名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
母子手帳交付数		12人	10人	8人	
妊婦健診受診票受理 (回数1～14回)	実人数	12人	10人	8人	
妊婦健診交通費助成	実人数	12人	10人	8人	
母親(両親学級)	実施回数	2回	3回	3回	
	参加者数	3人	6人	0人	
妊産婦・新生児訪問	延人数	9人	13人	6人	
乳幼児健康診査	3～4か月児 健診	受診数	10人	5人	7人
		受診率	100%	100%	100%
	6～7か月児 健診	受診数	15人	12人	9人
		受診率	100%	100%	100%
	9～10か月 児健診	受診数	14人	11人	12人
		受診率	100%	100%	100%
	1歳6か月児 健診	受診数	10人	12人	12人
		受診率	100%	100%	100%
	3歳児健診	受診数	13人	15人	15人
		受診率	100%	100%	100%
	5歳児健診	受診数	16人	21人	14人
		受診率	94.1%	95.5%	100%
すくすく計測・サロン	実施回数	9回	12回	12回	
	延人数	77人	158人	172人	
食育事業	離乳食 教室	実施回数	0回	0回	7回
		参加者数	0人	0人	7人
	親子 クッキング	実施回数	0回	3回	4回
		参加者数	0組	4組	5組
	にこぱく クラブ	実施回数	0回	0回	0回
		参加者数	0人	0人	0人
子育て相談 (臨床心理士対応)	実施回数	4回	4回	4回	
	参加者延人数	31人	25人	34人	

3 アンケート調査結果からみえる状況

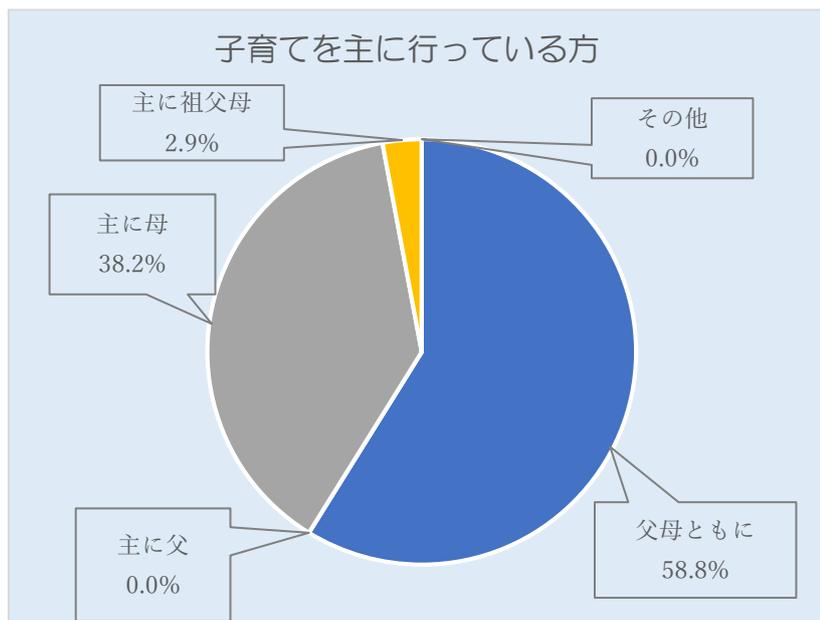
神津島村子育て支援に関するアンケート調査			
対象者	神津島村に居住する就学前児童の保護者		
実施期間	令和6年9月1日～9月27日		
配布方法	郵送・手渡し	回収方法	回収BOX
配布数	36	有効回答数/有効回答率	25/69%

神津島村子育て支援に関するアンケート調査			
対象者	神津島村に居住する小学生の保護者		
実施期間	令和6年9月1日～9月27日		
配布方法	小学校配布	回収方法	回収BOX
配布数	71	有効回答数/有効回答率	43/61%

アンケート調査結果

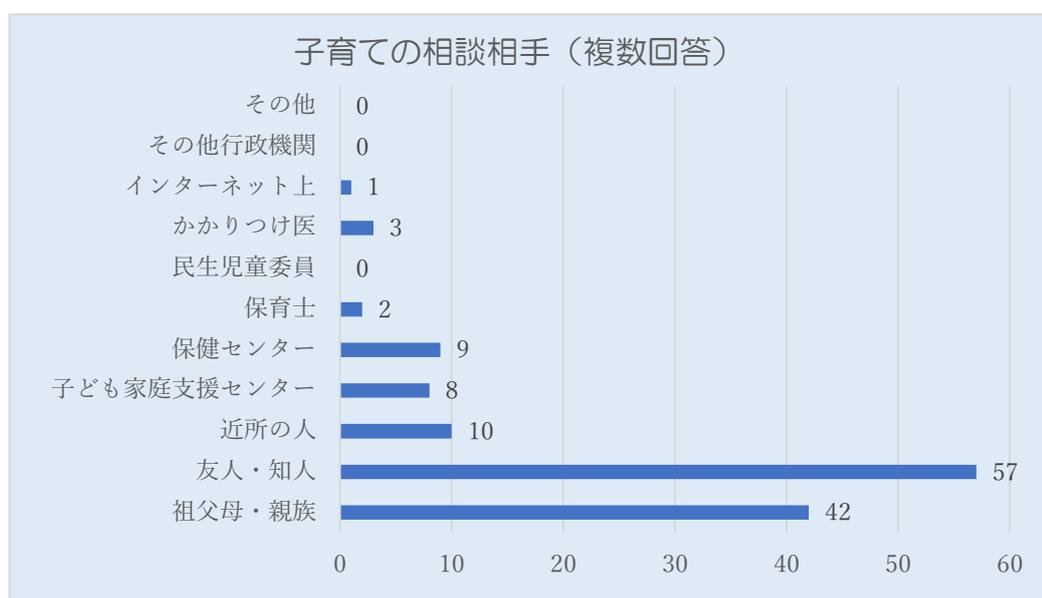
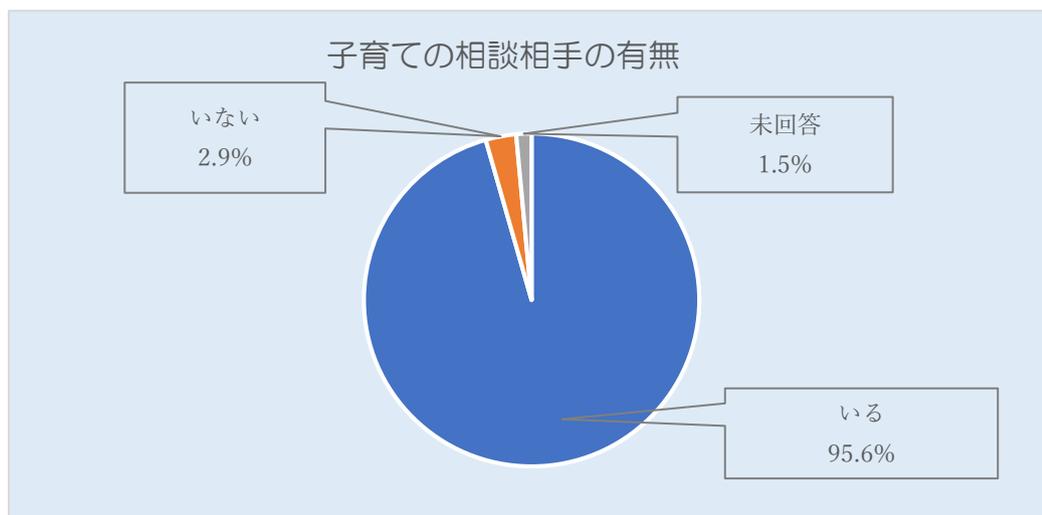
(1) 主に子育てを行っている方

「父母ともに」と答えた方が最も多い58.8%で、「主に母」と答えた方は38.2%でした。前回調査では、「父母ともに」は50.4%「主に母親」は40.5%でした。母親だけでなく、父母で子育てをしていると感じる方が多くなってきました。



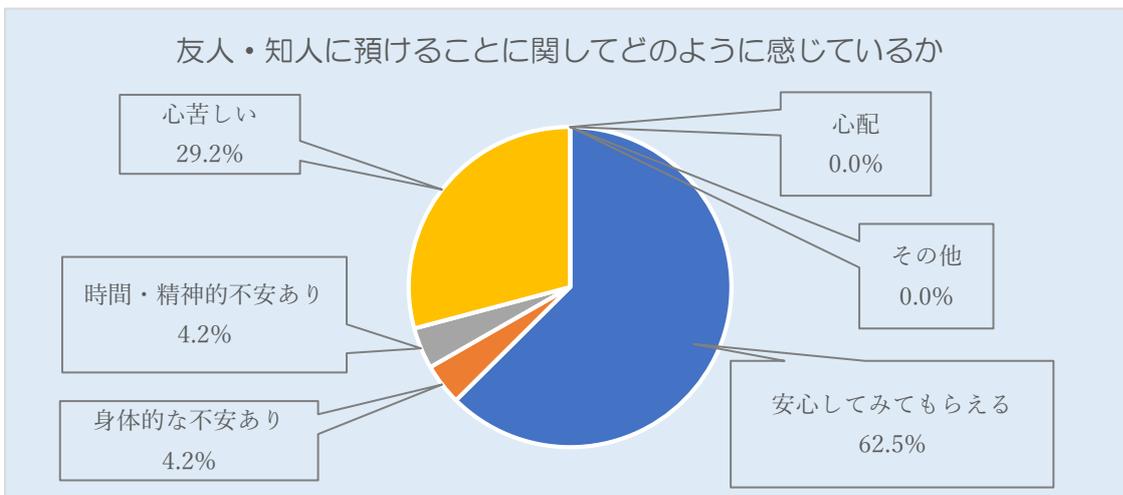
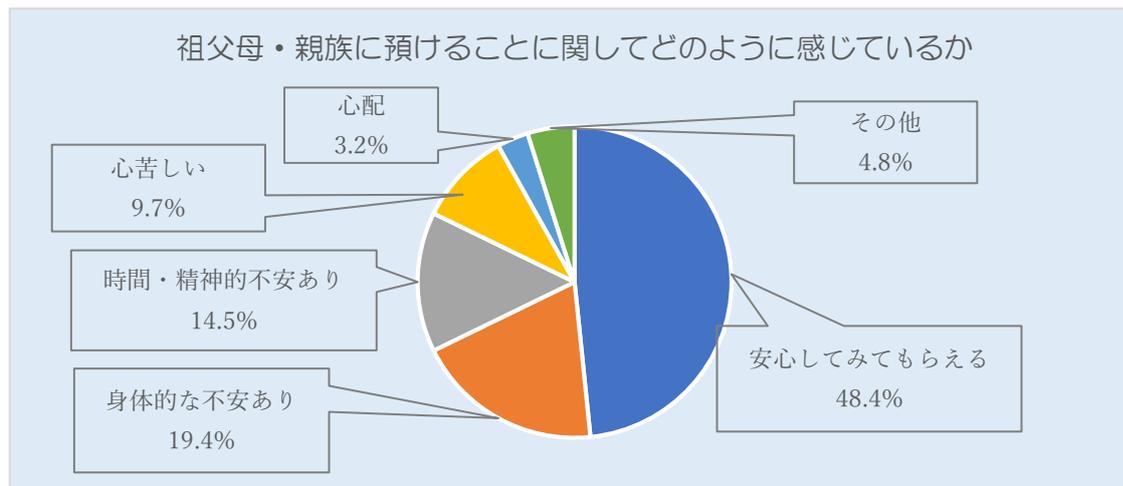
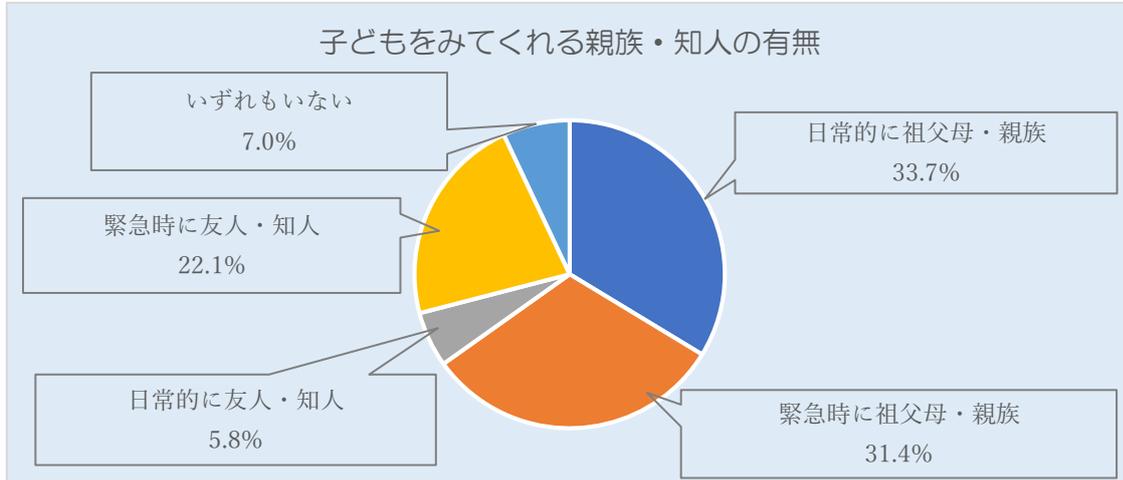
(2)子育てをする上で相談相手の有無

子育ての相談相手は「いる」が95.6%、「いない」は2.9%でした。
主な相談先は「友人・知人」「祖父母・親戚」が最も多く、「近所の人」「保健センター」「子ども家庭支援センター」も相談先になっています。



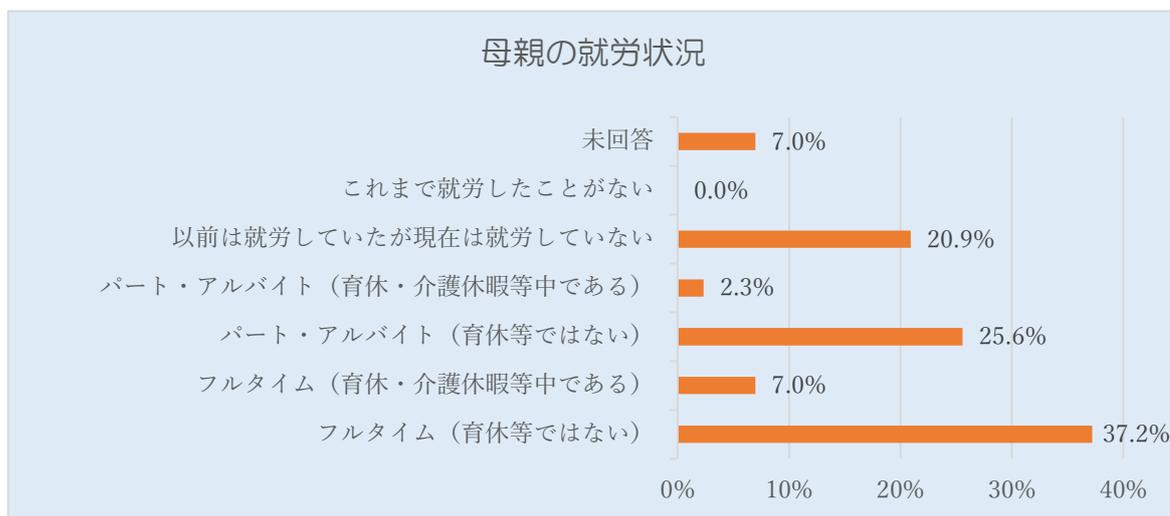
(3)日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日常的・緊急的に祖父母や親族にみてもらえる人は多いが、身体的・精神的な不安を感じる人が多い。対して日常的・緊急的に友人・知人にみてもらえる人は、「心苦しいと感じるが、安心してみてもらえる」と感じている。「いずれもない」は7.0%で、前回調査 10.9%から約4%下がりました。



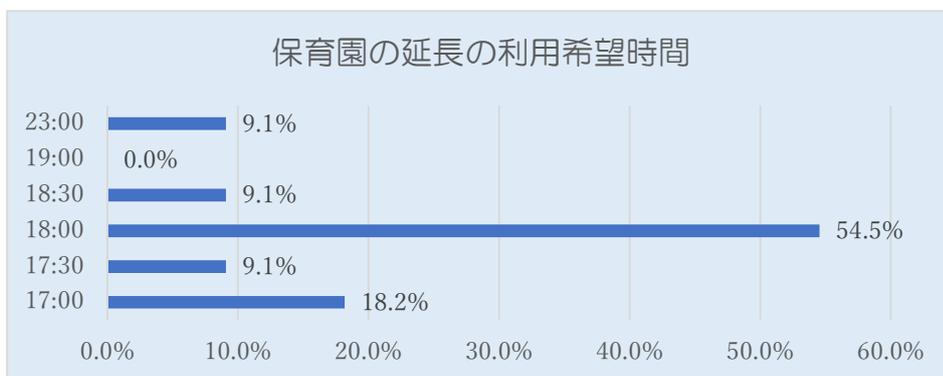
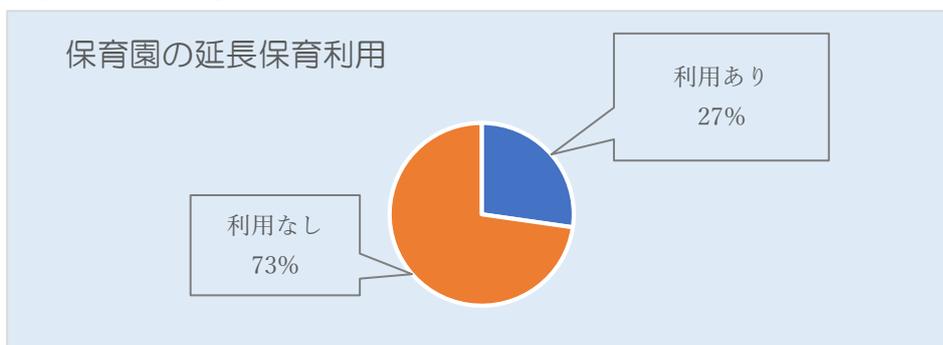
(4) 母親の就労状況

「フルタイムで就労」は前回調査より約 20%上がり、37.2%になりました。
 「以前は就労していたが現在は就労していない」は前回調査より 8%下がり、
 20.9%です。「これまで就労したことがない」は前回調査 30.1%から 0%にな
 り、就労している母親が増えていることがわかります。



就労などの理由で延長保育を利用している家庭の延長希望時間

延長保育の利用は3割程度になっています。利用者の延長希望時間が最も多いのは18時まででした。

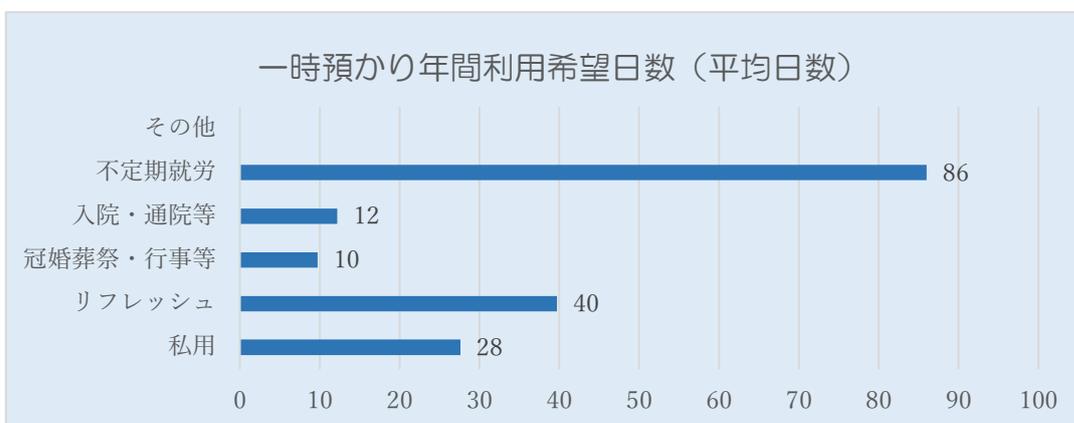
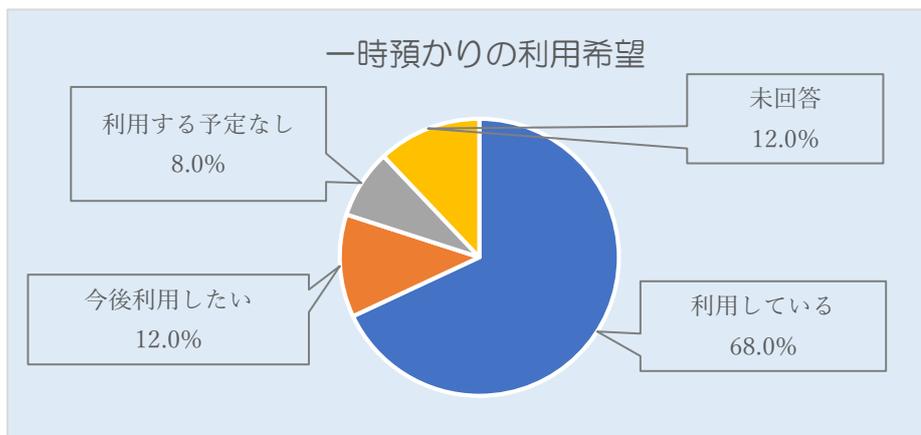


(5)子ども家庭支援センターの利用について

子ども家庭支援センターの主な利用目的は、「親子交流」「遊ばせるため」「子育ての情報収集」との回答が多かったです。



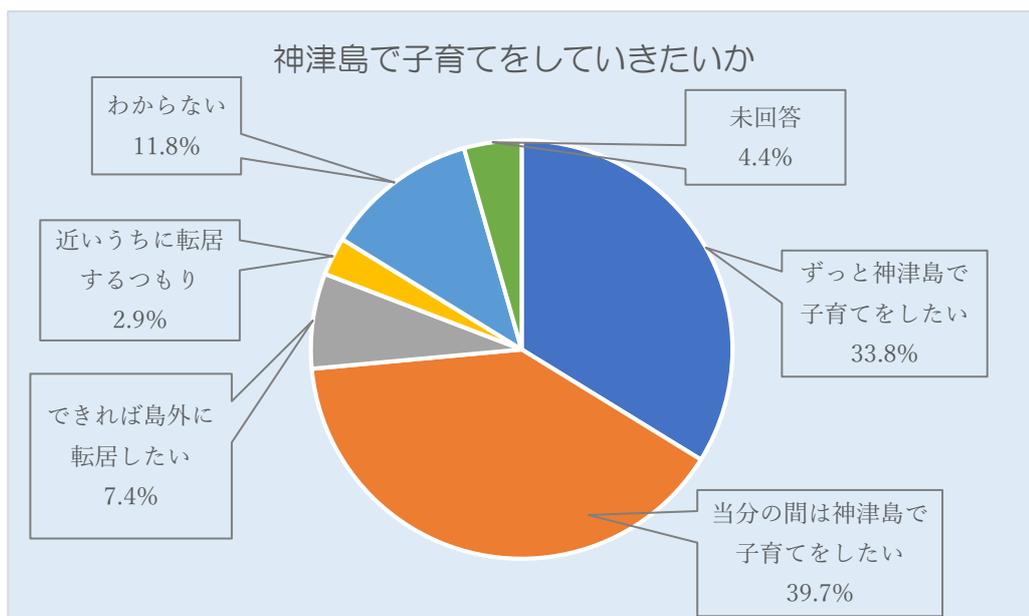
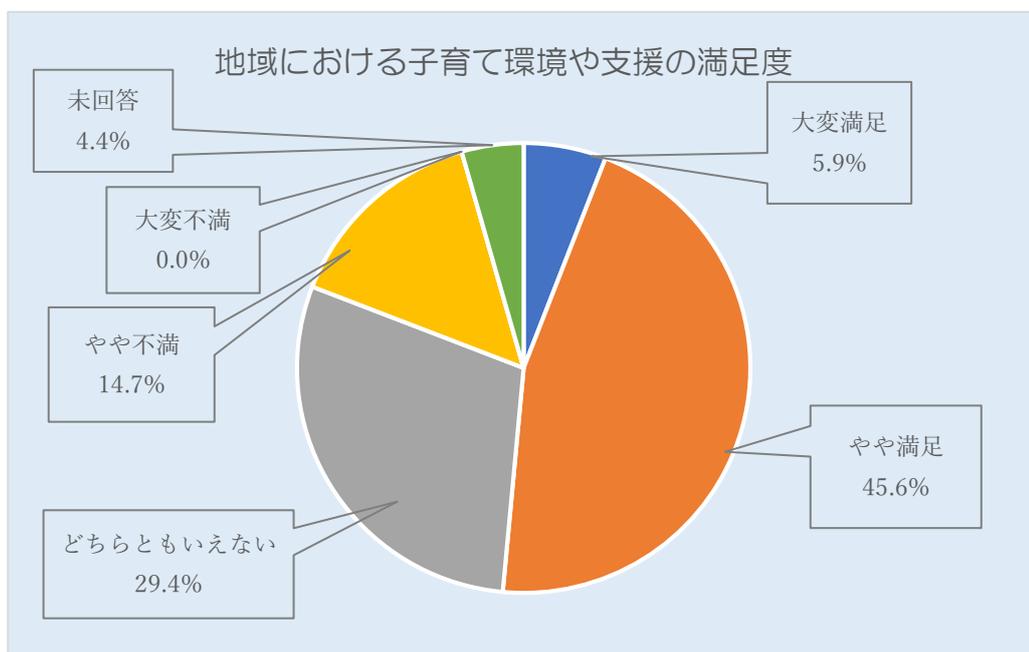
子ども家庭支援センターの一時預かりを利用希望しているのは68.0%、今後利用したいが12%でした。利用希望の理由として、不定期労働が最も多く最大で150日、ついでリフレッシュや私用になっています。年間総数は平均122日の利用希望でした。



(6) 地域の子育て環境や支援への満足度について

本村での子育ての満足度は「大変満足」は5.9%（前回1.7%）「やや満足」は45.6%（前回28.8%）と満足度は上がっています。しかし、「やや不満」「どちらともいえない」と感じている人もいるので、地域の実情に応じた育児支援を考える必要があります。

また、高校卒業後は、多くの子どもたちが島外へ進学・就職することになります。子どもたちの、教育環境も地域の良さを組み込み、整えていく必要があります。



期待すること・重要なこと（複数回答）



期待することで最も多い意見は「地域における子どもの居場所の充実」として、「公園の整備」地域特有の西風が強い日や雨の日でも遊べる「室内の遊び場」を希望する声が多い。次いで保育園の受け入れ年齢の拡大・子どもの健診・相談の充実が挙げられました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第2期計画では、「誰もが健やかで、生き生きと、活力ある島づくり」を基本理念に、子ども・子育て支援法の目的や意義に関する理解のもと、村民の誰もが安心して子どもを産みゆとりをもって健やかに育てられる環境づくりを目指してきました。

本計画においては、令和5年に閣議決定された「こども大綱」が目指す「こどもまんなか社会」の視点も踏まえ、本村の最上位計画である「神津島村第5次総合計画」の目指す姿に掲げられている「子育てに優しい島」を基本理念に、地域ぐるみで子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに成長することができる島を目指します。

【基本理念】

「多くの住民が子育てに優しい島と感ずること」

2. 基本目標

本計画では、基本理念や国の基本指針等を踏まえ、以下の基本目標を掲げ、子ども子育て支援を進めます。

(1)地域における子育て支援の充実

本村は豊かな自然に囲まれた、一集落の島です。そのため、村民のほとんどが顔見知りになる機会が多く、人と人との繋がりの多い村です。その特性を活かし、地域住民の見守りの目と温かな人情で、子どもを養育するすべての人が安心して子育てができるよう、地域の特性にあった子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を促進するなど、子育て家庭の孤立を防ぎます。

(2)妊娠期、出産期、育児期における切れ目のない支援

母子の保健の確保及び増進に向けた取組を進めていきます。保健センターを中心に母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、切れ目のない支援を推進します。親子の健康保持と子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠、出産、育児期における健康診査や相談・訪問を行います。産後は育児相談や専門医の定期的な来島により、保護者の不安に寄り添い、育児の見通しを立てるためのサポートをしていきます。また、健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進や保健指導の推進を進めます。

(3)子育てを支援する生活環境整備と安全確保

子どもの貧困が社会的にも大きな問題となっており、教育の支援、生活の支援の取り組みを進めるとともに、適切な支援サービスと体制の充実を図ります。

また、児童虐待やいじめの防止等、子どもの権利が等しく守られ、安心して成長できる環境づくりへの取組みも必要です。早期発見・早期対応に向けて、関係機関を含め、地域の連携や体制の充実を図ります。

(4)子育てに配慮した生活環境の整備

子どもや子育て家庭を含めた、本村で暮らすすべての人々が安心して暮らすことのできるまちづくりが重要です。子どもたちの交通事故の防止、海・山での事故防止、SNS等により犯罪に巻き込まれることの防止、地震や津波等の災害時の安全確保や避難誘導體制の整備など、すべての人々が安全安心に暮らすことができる環境整備の充実を図ります。

第4章 計画の取組み

1 地域における子育て支援の充実

本村でも、核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、協力者や相談相手が身近にいないなど、子育てへの負担が増えてきています。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるような、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

(1) 子育て支援サービスの充実

事業・施策	展開方向	担当課
地域子育て支援拠点事業	生きがい健康センター和室において、子育ての相談やサポート、子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる場として、センター内の開放をおこなっております。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども家庭支援センター
子ども・子育て支援に関する情報提供	村のCATVや、保健センターのLINE、1か月ごとに作成する月間予定表を活用して、どの世代にも分かりやすい形で継続して発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・保健医療課
ブックスタート事業	子ども家庭支援センターでは、3・4カ月健診において、絵本を1冊配布しています。絵本を通して親子の触れ合いの機会を促すとともに、子ども家庭支援センターの実施している事業の紹介を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども家庭支援センター
遊びのひろば	月に1回、親子の交流の場として、保育士が主導となり、季節の行事やテーマに合わせた親子の触れ合い遊びを実施しています。親子同士の交流を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども家庭支援センター
年齢別サークル	乳幼児と保護者を対象に年齢別の会を開催しています。0歳児は同級生の親子交流や年齢にあった親子の触れ合い遊び、2・3歳児は保育園入園を視野に入れた工作を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども家庭支援センター

2. 親子が健康に過ごすために

(1)切れ目ない健康支援の充実

出産前の支援

事業・施策	展開方向	担当課
妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実	誰もが、安心して出産して子どもを育てることができるよう、妊娠期から出産期まで切れ目のない支援に取り組んでいます。また、母子の健康の確保のため、妊婦・乳幼児健診等を実施し、母子の健康管理を支援しています。	・保健医療課
妊娠届出面談	妊娠届出をした方に保健師や看護師から母子健康手帳を交付するとともに、安心して妊娠生活を送るための妊娠期の過ごし方を一緒に考えます。	・保健医療課
マタニティクラス・パパママクラス	年に3回、助産師が来島して、妊娠、出産、子育てに関する必要な指導を実施します。	・保健医療課
出産支援特別助成金	島内には産婦人科がないため、島外で妊婦健診をするための、交通費を助成しています（1回につき4万円。最大5回まで助成）	・保健医療課
出産前後支援助成金	出産準備のための出島後の産前産後に掛かる宿泊費または、交通費の助成をします。宿泊費であれば、1泊につき2,000円を74泊上限に助成します。交通費であれば、里帰り先までの往復交通費（148,000円を上限とする。調布飛行場もしくは竹芝桟橋等を基準場所としたものの2分の1）を助成します。	・保健医療課
妊娠8ヶ月面談	出産を間近に控えた妊婦を対象に保健師や看護師が面談を実施し、妊婦が安心して出産・子育てができるように出産に向けた準備や産前産後の過ごし方について確認します。	・保健医療課

出産後の支援

事業・施策	展開方向	担当課
乳幼児全戸訪問事業	全ての乳児のいる家庭を保健師や看護師・助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言・支援を行います。	・保健医療課
乳幼児健康診査	3～4か月・6～7か月・9～10か月の乳児を対象に身体計測・問診・観察・診察などで心身・運動・言語の発達確認を実施しています。健診時には、誤飲、転落、転倒、やけど等子どもの事故防止のため啓発活動も引き続き実施します。1歳6か月・3歳児健康診査	・保健医療課
1歳6か月・3歳児健康診査事業	1歳6か月及び3歳の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科医師の健診及びフッ素塗布を実施していきます。乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。	・保健医療課
乳幼児歯科相談	1歳6か月児健診以降、2歳・2歳6か月・3歳・3歳6か月・4歳・5歳・6歳時点で、歯科医師による健診・フッ素塗布を実施しています。引き続き、虫歯予防への取り組みを実施します。	・保健医療課
歯科保健	小学校1年生を対象に6歳臼歯のシーラントを希望者に無料実施しています。 保育園、小、中で希望者にフッ化物洗口を実施しています。 年1回、歯科衛生士によるブラッシング指導を実施しています。 定期的な歯科健診を実施しています。引き続き虫歯予防への取り組みを継続して行います。	・保健医療課
予防接種事業	月2回診療所で予防接種を受けられる日を設けております。感染症の発生及び蔓延を予防するとともに、個人の発病・重症化予防のため、引き続き実施します。	・保健医療課
すくすくサロン	保健師による身体計測・発達相談や栄養士による栄養相談を月1回実施しています。	・保健医療課

リフレッシュ 体操	理学療法士によるリフレッシュ体操教室を年に4回程度行います。産後の腰痛や背部痛を予防し、セルフケアの方法を学ぶことができるよう支援します。	• 保健医療課
作業療法士来島 (発達相談)事業	島外から作業療法士に来島してもらい、発達相談を実施します。手先の不器用さや多動、過集中など行動上の課題があるお子さんの保護者が相談できる機会をつくり、子育てを支援します。	• 保健医療課
言語聴覚士来島 (発達相談)事業	島外から言語聴覚士に来島してもらい、発達相談を実施します。吃音や咀嚼が困難など口腔機能に課題があるお子さんの保護者が相談できる機会をつくり、子育てを応援します。	• 保健医療課
子育て相談(臨床心理士相談) 事業	島外から臨床心理士に来島してもらい、子育て相談を実施しています。専門の知識のある臨床心理士に相談できる機会を設けることで、子育ての見通しをたてることができるよう支援します。今後も継続して実施します。	• 保健医療課
小児科医相談 (発達相談)事業	島外から小児科医に来島してもらい、相談事業を実施しています。子どもの発達や発育について相談できる機会を設けることで、子育ての見通しをたてることができるよう支援します。今後も継続して実施します	• 保健医療課
0～18歳までの子ども医療費の助成制度	子どもの医療費を助成することにより家庭の経済負担を軽減し、保健の向上と健やかな育成を図ります。	• 福祉課

(2)食育の推進

事業・施策	展開方向	担当課
栄養士による食育の実施	幼児期から高齢期までのライフステージに沿った栄養教育を実施しています。食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、今後も関係機関が連携し、取り組みを推進します。乳幼児健診での個別栄養指導を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課
離乳食教室	3～4か月児健診に併せて個別で実施します。離乳食初期・中期・後期それぞれの成長過程に合わせた離乳食の進み方を学習します。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課
3歳児食育体験教室	畑づくり・収穫・調理などの食の体験、親子・親同士・子ども同士の交流の場の提供を継続して実施します。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課
保育園児食育事業	給食の献立と関連づけた食育を各学年に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課
小学校食育教室	小学校と栄養士が連携し、地産地消と産業のつながり、食育体験など学年ごとにテーマに沿った教室を継続して行います。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課 • 教育委員会
食育体験クラブ (にこ♪ぱくクラブ)	小学5～6年生の希望者を対象に実施します。地場産の食材、郷土料理等について学習し、調理実習をします。また、中学生はボランティアとして参加し、食材の準備や小学生の補助を通して食について指導します。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課 • 教育委員会
郷土料理教室	島内在住の20歳以上を対象に郷土料理教室を実施します。古くから受け継がれてきた郷土料理や地元食材を使用した料理を伝えていきます。	<ul style="list-style-type: none"> • 保健医療課

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(1) 児童の健全育成

事業・施策	展開方向	担当課
学校としま子屋との連携	平成25年2月から小学生を対象に学力の向上を図るために、授業がある日の月曜日から金曜日の放課後、宿題や読み・書き・計算の指導をしています（1、2年生）また、土曜日の午前中は3年生～6年生を対象に考える力を育む指導をしています。さらに連携を深め、個別指導にも力を入れ、全児童の学力の向上を目指します。	・教育委員会
算数教育の充実	小学校の算数（低学年）の授業に神津島村から学習支援員を付けます。低学年のうちから、算数ざらいを作らないようにわからないところがあったら、その日のうちに個別指導をします。	・教育委員会
英語教育の推進	英語教育に更に重点的に取り組むため、小学校3年生～6年生、中学校全学年に神津島村からALT（英語講師）を付け英語教育の推進を図ります。	・教育委員会
体験・交流事業の推進・支援	小学生・中学生のスキー教室、奥多摩町・旧小野上村（現：渋川市）との交流事業を実施します。また柔道や剣道・サッカー・バレー等のスポーツ団体の活動支援を行い、スポーツを通して子どもの成長の場を作ります。	・教育委員会
体験活動	地域の協力のもと、地元の仕事体験、畑や漁業体験など積極的に授業に取り組んで行っています。また、村の自然環境、観光施設などを活用した取組を行います。	・教育委員会
放課後児童健全育成事業	学校の教室を活用し放課後児童クラブ設置をしております。	・教育委員会
心の教育の充実	人権意識に基づく共感的理解と自他を尊重する心と態度の育成を行い、良好な人間関係の確立を目指します。道徳の時間を充実させ自立心を育成し、教師が言動で示しながら授業で規範意識を育てます。個を理解し、適切な対応で特別支援教育の充実に努めます。	・教育委員会

学校進学への支援	経済的な理由で進学を断念することがないように奨学金の貸し付けを継続します。	・教育委員会
子ども家庭支援ネット会議	子どもの関係機関と連携を取り、情報を定期的に交換し問題を迅速に解決できるよう定期的に会議を開催しています。	・福祉課

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は深刻な社会問題であり、その発生の未然防止から早期の対応、特に支援を必要とする家庭については相談の場を設け、虐待の予防から早期の発見・保護、保護者への指導、保護された子どものケアに至るまで、総合的な対策を講じます。

事業・施策	展開方向	担当課
要保護児童対策地域協議会	村役場福祉課、保健センター、警察、学校関係、保健所、民生委員、児童相談所など子どもに関係する機関が連携して児童虐待の未然防止などの対応を行っています。関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組みます。また、会議内で、児童福祉専門職員（児童相談所）等による研修会を開催し、専門性の強化を図る取り組みを目指します。	・福祉課
乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を継続して実施します。	・保健医療課
民生児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。また、村内の各学校を訪問し、児童の状況について子ども家庭支援ネット会議などで情報交換を行っています。	・福祉課
乳幼児健康診査事業（再掲）	3～4か月・6～7か月・9～10か月の乳児を対象に身体計測・問診・観察・診察などで心身・運動・言語の発達確認を実施しています。健診時には、誤飲、転落、転倒、やけど等子どもの事故防止のため啓発活動も引き続き実施します。	・保健医療課

1歳6か月・3歳児健康診査事業（再掲）	1歳6か月及び3歳の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科医師の健診及びフッ素塗布を実施しています。乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。	• 保健医療課
---------------------	--	---------

4 すべての子育て家庭への支援のために

(1)ひとり親家庭への自立支援の推進

事業・施策	展開方向	担当課
ひとり親家庭等への経済的支援の実施	ひとり親家庭等に対して生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当・児童育成手当の助成を行います。	・福祉課

(2)特別な支援を要する子どもの支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
特別な支援を要する子どもとその家庭への経済的支援の充実	特別な支援が必要な子どもとその家庭に対して、障害児福祉手当などの支給を行います。	・保育園 ・保健医療課
島外医療交通費助成制度	島内の医療機関で定期的な治療が困難な方に対して、島外医療にかかる交通費の一部を助成します。	・福祉課
支援を必要とする子どもへの相談事業 (5歳児健診)	保育園での集団保育場面観察、小児神経専門医の診察、集団保育場面報告相談、計測、視力検査、問診を実施しています。就学環境を整えられるよう、保育園、小学校、福祉課、教育委員会等と連携し幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。	・保育園 ・保健医療課
特別支援教室・特別支援学級の設置	通常の学級での学習に困難がある児童・生徒に対し、その対象児童・生徒が抱える個別的な困難に対応した適切な指導及び支援(教育)を行い、個別の教育的ニーズに適切に応えていきます。	・教育委員会

(3)子育て家庭への経済的支援の充実

事業・施策	展開方向	担当課
児童手当の支給	高校生までの児童を育てている方に、児童手当を支給します。家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会をにう児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	・福祉課
就学援助制度	経済的な理由で就学が困難と認められる小学生や中学生の保護者に対して学用品の援助を行います。	・教育委員会
給食費の無償化事業	令和5年度より、村内の保育園児から高校生までの給食費無償化を行っております。	・教育委員会
認可保育所の保育料軽減（再掲）	認可保育所の保育料について、平成27年度より、はまゆう保育園の保育料を（3歳以上の就学前3年間）無償化を行っております。	・福祉課
出産支援特別助成金（再掲）	島内には産婦人科がないため、島外で妊婦健診をするための、交通費を助成しています（1回につき4万円。最大5回まで助成）	・保健医療課
出産前後支援助成金（再掲）	出産準備のための出島後の産前産後に掛かる宿泊費または、交通費の助成をします。宿泊費であれば、1泊につき2,000円を7泊上限に助成します。交通費であれば、里帰り先までの往復交通費（148,000円を上限とする。調布飛行場もしくは竹芝桟橋等を基準場所としたものの2分の1）を助成します。	・保健医療課
0～18歳までの子ども医療費の助成制度（再掲）	子どもの医療費を助成することにより家庭の経済負担を軽減し、保健の向上と健やかな育成を図ります。	・福祉課

5 子育てを支援する生活環境の整備・安全対策

(1) 子どもの安全な遊び場

事業・施策	展開方向	担当課
子ども家庭支援センター施設開放	乳幼児とその親が自由に遊びながら、親同士、子ども同士の交流を図り、安心して過ごせる場所を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課 ・子ども家庭支援センター
児童公園の整備	年齢層の幅広い児童が安全に遊ぶことのできる児童公園として引き続き管理するほかに、子育て世代のコミュニティを図るツールとして子育て情報の交換の場となり、引きこもりの防止につなげるなど、過ごしやすい空間となるよう整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課

(2) 子どもの安全確保

事業・施策	展開方向	担当課
防災教育の充実	教育委員会主催の防災教育を実施します。長年、防災教育に携わってきた講師を招いて、小学校・中学校の教職員を対象に研修会を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会
交通安全教室	小学校では、自転車講習会や交通安全教室を行っております。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会
セーフティー教室	セーフティー教室（連れ去り防止、不審者対応）を実施し、児童の安全意識を高めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会
安心して安全な学校	いじめを許さない学校を目指し、早期把握、組織的対応を実施します。安全点検の徹底し、点検の視点を明確化します。自分の命を守ることができる子どもの育成を行い自分で判断して避難できる力を育てます。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画においては、子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育が受けられる環境づくりを基本としつつ、これまでの施設利用の環境に基づいた体制づくりを進めていくこととし、神津島村全域を1つの単位とします。

2 教育・保育事業量の見込み

(1) 幼児期の学校教育、保育の量の見込みと提供体制の確保

計画期間における「幼児期の学校教育・保育量の見込み」を定めています。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（保育園等の利用状況）やニーズ調査を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

認定区分		利用施設
1号認定	満3歳以上の学校教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

[保育の必要性の認定区分：子ども子育て支援法 第19条第1項中による]

[量の見込みと確保方策]

1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	0人	0人	0人	0人	0人
量の見込み（人）	0人	0人	0人	0人	0人

2号認定（3歳以上、保育の必要あり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	41人	40人	40人	40人	40人
量の見込み（人）	41人	40人	40人	40人	40人

3号認定（3歳未満、保育の必要あり）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	10人	10人	10人	10人	10人
量の見込み（人）	10人	10人	10人	10人	10人

※現在2歳児の受け入れのみとなっています。

(2)地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

子育て支援事業等の利用状況やニーズ調査等による利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

①乳児家庭全戸訪問事業

全ての乳児のいる家庭を保健師や看護師・助産師が訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	10人	10人	10人	10人	10人
実施機関	保健センター事業 保健師対応				

②養育支援訪問事業

乳幼児家庭全戸訪問事業等により把握した支援が必要な家庭に訪問し、養育に関する相談、指導助言その他必要な支援を実施します。現在、村では実施していません。

③ファミリーサポートセンター事業

地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる会員組織を設立して相互援助活動を実施する事業です。村では現在実施する予定はありません。

④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を行う事業です。平成28年4月1日から事業開始。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	37人	37人	37人	37人	37人
確保方策	37人	37人	37人	37人	37人
実施機関	教育委員会				

⑤短期入所生活支援（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保育を行います。村では現在実施する予定はありません。

⑥延長保育事業

保育短時間認定の保護者が8時間を超えた場合に保育を行います。11時間を超え延長保育は実施していません。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策	15人	15人	15人	15人	15人
実施機関	保育園				

⑦病児・病後児童保育事業

子どもの病気の程度が軽度な場合、病院・保育所等の付設された専用スペースにおいて一時的に保育する事業です。現在、村では実施していません。

⑧一時預かり事業

保護者の育児のリフレッシュ、急病、断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。

実施場所：子ども家庭支援センター 1か所

対象児：6か月児～未就園の義務教育就学前児

月～金曜日8：30～17：00 月15回まで利用可能（令和7年度より）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	700人	650人	650人	600人	600人
確保方策	700人	650人	650人	600人	600人
実施機関	子ども家庭支援センター				

⑨ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

村内での施設整備は行わず、広域利用（島外施設の利用）に対する費用助成により対応します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人） （月あたり）	若干名 （島外利用）	若干名 （島外利用）	若干名 （島外利用）	若干名 （島外利用）	若干名 （島外利用）
確保方策	広域利用への費用助成	広域利用への費用助成	広域利用への費用助成	広域利用への費用助成	広域利用への費用助成
実施機関	福祉課				

⑩域子育て支援拠点事業

子ども家庭支援センターでは、子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる場として、センター内の和室開放を行っています。また、遊びの広場を月に1回、3歳工作を年に3回行っています。今後も継続して実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	900人	900人	800人	800人	800人
確保方策	900人	900人	800人	800人	800人
実施機関	子ども家庭支援センター				

⑪利用者支援

子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	20人	20人	20人	20人	20人
実施機関	保健センター				

⑫子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化、連携強化を図る取組を実施する事業です。会議内で、児童福祉専門職員（児童相談所）等による研修会を開催し、専門性の強化を図る取り組みを目指します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施機関	福祉課・子ども家庭支援センター				

⑬妊婦健診

妊婦の健康保持・増進のため妊娠中の健康診査について、受診票の交付により助成を行っています。妊婦1名に対し、妊婦一般健康診査受診票は14枚、子宮頸がん検診受診票は1枚、超音波検査受診票は4枚交付しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	10人	10人	10人	10人	10人
確保方策	妊婦健診受診票 出産支援特別助成				
実施機関	保健センター				

第6章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の推進体制

子ども・子育てに係わる施策、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・福祉・教育・就労等様々な分野にわたるため、関係部局と連携・調整を図りながら本計画の各種施策（事業）を推進します。

また、保育園、学校、社会福祉協議会、民生児童委員等、地域組織と適切な役割分担のもとで連携を強化し、子ども・子育て推進を図ります。

2 計画の進捗管理

点検評価にあたっては、取組の概要、事業指標の達成状況などについて、村民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、住民の意見を把握し、必要に応じて施策の内容や取組方法等の見直しを行うこととします。

神津島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員及び事務局名簿

	氏名	職名	区分
委員	前田 美枝	民生・児童委員	民生・児童委員
委員	清水 由美子	民生・児童委員	民生・児童委員
委員	清水 いさ子	民生・児童委員	民生・児童委員
委員	鈴木 幸俊	民生・児童委員	民生・児童委員
委員	中村 恵子	民生・児童委員	民生・児童委員
委員	村田 篤泰	民生・児童委員	民生・児童委員
委員	中村 清美	主任児童委員	主任児童委員
委員	蔓木 聡	南駐在所長	警察・司法関係
委員	松江 久人	社会福祉協議会事務局長	その他民間団体
委員	白子 千春	島しょ保健所 神津島支所 保健師	保健医療関係者
委員	松倉 淳之介	神津島村立神津小学校長	村立学校関係者
委員	佐藤 孝男	神津島村立神津中学校長	村立学校関係者
委員	佐野 弘明	教育課長	村立学校関係者
委員	上原 みか子	神津島村立 はまゆう保育園長補佐	行政関係者
委員	伊東 奈那	保健センター 保健師	行政関係者
事務局	高橋 基樹	福祉課長	行政関係者
事務局	山本 あずさ	福祉課 子ども家庭支援センター	行政関係者

東京都神津島村

第3期 子ども・子育て支援事業計画

発行 令和7年2月

改訂 令和8年3月

東京都神津島 福祉課

東京都神津島904番地

電話 04992-8-0011